

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<http://www.geocities.jp/m039asihara/>

NO. 9 8

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL (0564) 53-7857 FAX 53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2016. 8 .4

岡崎市議セクハラ問題の要望 書に回答。

市民オンブズ岡崎 6 月定例会前に、岡崎市議会議員のセクハラ疑惑が中日新聞で取り上げられていることを知り、会としての議会の対応について、要望書を出していたところですが、回答がありましたのでお知らせします。なお、この間の中日新聞の記事もわかる範囲で添付します。

.....

平成 28 年 6 月 9 日

岡崎市議会議長殿

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
市民オンブズ岡崎 代表 渡 邊 研 治

岡崎市議会議員によるハラスメント行為についての事実関係の究明と
市民への説明、及び議員行動倫理規定についての要望書

このことについて、中日新聞の平成 28 年 4 月 29 日より連日報道されていることについて、女性議員の訴えが事実であるならば、岡崎市議会議員の品位を貶める卑しき行為だと弾劾せざるを得ません。女性議員からいつどのような相談がされ、それに対して議会としてどのような行動をとられたのか。具体的な事実を市民に明らかにするとともに、疑念を抱くような行為が生じないような行動倫理が求められます。

よって、以下の点について要望しますので、6 月末までにご回答ください。

記

1. セクシャルハラスメントの相談が議会事務局、及び議長周辺に行われていたのなら、

その経緯を詳細に明らかにして下さい。

2. 一昨年以降、議長への連絡があったにもかかわらず、対応に不備があったと思います
が、それぞれの議長がどのような判断をし、何をしたのかお知らせください。議長の判
断の根拠をお知らせください。
3. 岡崎市議会議員行動倫理規定があれば、明らかにして下さい。
4. 今後、疑念を抱くような行為を控えるべく、改善すべき点が見つかったならば、どの
ような改善をしていくのか、明らかにして下さい。

以上

.....

これに対して、1, 2は別紙の経過の回答がありました。この中で、一昨年の田口議
員の件は、司法で係争中なので、回答を控えるとしていることや、三浦議員の件では口
頭での謝罪で済まそうとして、何が原因なのかわかりませんが、こじれた事実を認めて
いることや、議員へのアンケートをしているのに、その内訳が示されていません。セク
ハラを見たり聞いたり、会ったりしたという回答があったかどうか語っていません。

一昨年からの事務局での事務連絡などや、政治倫理委員会の議事録、アンケート結果
について情報公開請求をして明らかにさせていきたいと考えています。

行動倫理規定については、岡崎市議会基本条例および政治倫理要綱で対処できると判
断されたようです。また、8月10日には人権侵害行為に対する研修を実施するとして
いますので、その研修内容や講師名、出席議員名等の公表も求めていきたいと思ってい
ます。

例会の案内

(9月は第2週になりますので、ご注意ください。)

9月12日(火) PM7時00分～

岡崎市中央図書館(りぶら) 1F 102B

10月4日(火) PM7時00分～

岡崎市中央図書館(りぶら) 1F 102B

(1階図書館側からはいつてきてください。)

28 議第 244 号
平成 28 年 7 月 13 日

市民オンブズ岡崎
代表 渡邊研治 様

岡崎市議会議員 蜂須賀喜久雄



岡崎市議会議員によるハラスメント行為についての事実関係の究明と市民への説明、及び議員行動倫理規定について（回答）

平成 28 年 6 月 9 日付けでお寄せいただきましたことについて回答いたします。

記

- 1 セクシャルハラスメントの相談の経緯について
 - ・経緯については別添のとおりです。
- 2 議長の判断について
 - ・一昨年 of 件に関しては、田口議員が「事実に反し、報道は一方的で意図的」「事実無根だと主張」して 6 月 28 日に中日新聞社などを相手に訴訟を起こしたことが報道されており、回答を差し控えさせていただきます。
 - ・平成 28 年 3 月に横山議員から相談のあった三浦議員との問題について、以下に議長の判断経過を記述させていただきます。
 - ・まず、4 月 29 日の報道に至るまでの経過は上記 1 に掲げた通りであり、議長は議員がその能力を十分に発揮して議員活動に取り組める環境を確保するため、三浦議員が横山議員に謝罪する場を設けるよう努力してまいりました。これは、一連の言動は議会公務外の時間に行われているものの、公正かつ清廉な議員活動をするために相手を不快にさせる言動は慎むべきという判断に基づくものでした。また一方で市議会は、こうした問題に対処するための措置命令を行う権限を有していないため、話し合いによる両者の和解を目指しました。
 - ・4 月 29 日以降の報道により事態が公表されたため、議長は各派の代表者による協議により問題解決を図ることとしました。これは、議会が合議体であり、議長は議会代表として公正な運営をする必要があるという判断に基づくものでした。
 - ・6 月 2 日に政治倫理委員会開催請求書が提出されました。これを受け、議長は政治倫理委員長として、政治倫理委員会規程第 3 条第 1 項に基づき

政治倫理委員会を招集し、6月7日に委員会を開催しました。

3 「岡崎市議会議員行動倫理規定」について

- ・岡崎市議会議員の倫理に関する定めは岡崎市議会基本条例と岡崎市議会議員政治倫理要綱に掲げられており、その内容はそれぞれ以下のとおりです。

- ・岡崎市議会基本条例
(議員の政治倫理)

第8条 議員は、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識に徹するものとする。

- ・岡崎市議会議員政治倫理要綱
(遵守事項)

第2条 議員は、次に定める事項を遵守する。

- (1) 市民全体の奉仕者として信頼される行動をし、いやくも市の名誉を傷つけるような行為をしない。
- (2) 議員及びその後援団体は、公職選挙法で定める寄附等禁止事項を厳守し、市民にも理解協力を求めるものとする。
- (3) 議員及びその後援団体は、企業、団体から政治活動に関する寄附を受けないものとする。
- (4) 請託を受けその地位を利用して市が締結する売買、請負その他の契約に関して圧力をかけない。
- (5) 政治倫理に反する行為として政治的、道義的批判を受けたときは、自ら誠実に対処する。

4 今後の改善点について

- ・平成28年6月24日に岡崎市議会は議員提出第6号議案として「岡崎市議会における政治倫理向上に関する決議」を可決しました。その内容は以下のとおりです。

「今般、岡崎市議会議員の間においてトラブルが発生し、市民の皆様に変な御心配、御迷惑をおかけしている。

このことにより、市民の代表機関として信託に応えるべき市議会の信頼を損なうところとなったことは、まことに遺憾である。

市民全体の奉仕者としての責任と自覚を改めて確認し、市議会一丸となって市民の皆様の信頼回復を図るため、その資質と倫理の向上に努めることとする。

以上、決議する。」

・この決議を受け、岡崎市議会は平成 28 年 7 月 6 日に政治倫理委員会を開催し、具体策を協議しました。その結果は以下のとおりです。

- 1 政治倫理要綱を条例化することで、政治倫理基準を市民に対して明確にする。
 - 2 「岡崎市議会における政治倫理向上に関する決議」を遵守する宣誓書を全議員から提出してもらい意識を高める。
 - 3 条例には以下の項目を新たに追加することを今後検討する。(現行の要綱、委員会規程に加えて)
 - (1) 政治倫理基準に違反する疑いがある場合、初期段階で対応する組織の設置。
 - (2) 遵守事項に「人権侵害のおそれのある行為の禁止」の追加
 - 4 セクハラやパワハラなど各種ハラスメントや人権侵害行為に対する研修の実施。
- ・なお、政治倫理要綱の条例化に向けて今後、政治倫理委員会を開催して協議を進めてまいります。
- ・また、8 月 10 日に外部講師を招き、全議員を対象とした人権侵害行為に対する研修を実施いたします。

【担当：議会事務局総務課総務班 0564-23-6377】

経過

日付 平成 28 年	内 容
3 月 25 日 (金)	女性議員からの申し出 女性議員から事務局に電話があり、男性議員の行動への対応について相談があり、28 日 (月) に事務局から議長に報告した。
29 日 (火)	女性議員からの申し出 女性議員は前回の申し出内容について「しばらく様子を見てみる」と事務局に申し出があった。
30 日 (水)	議長への報告 3 月 29 日の申し出内容について、事務局から議長に報告した。 議長は男性議員への事実確認を行うこととし、事務局に日時の設定を指示した。
31 日 (木)	議長が男性議員に話を聞き (1 回目) 注意 議長が男性議員に対し、女性議員が不快感を持っていることを注意した。この話し合いの中で、正副議長が同席の上、男性議員は「女性議員の気分を害したとしたらお詫びする」こととなった。 事務局から女性議員に謝罪の件を伝えた 事務局から女性議員に電話し、男性議員が謝罪する意思を示していることを伝えた。女性議員は「いったんこれを了承したが、後ほど「謝罪は保留にしたい」と申し出があった。
4 月 4 日 (月)	女性議員からの申し出 女性議員から事務局に「謝罪の内容を文書にして渡してほしい」と申し出があり、事務局から男性議員に伝えた。 男性議員からの申し出 事務局から男性議員に伝えたところ、「文書にして謝るほどのことをした覚えはないが、気分を害したことを謝りたかったと伝えてほしい」と依頼があった。
5 日 (火)	女性議員からの申し出 事務局から女性議員に、男性議員が文書化を考えていない旨を伝えたところ、いったん謝罪を受け入れるとしたが、その後「謝ってもらうのは、やめになりたい」と申し出があった。
29 日 (金)	新聞報道 「岡崎市議セクハラ 政倫委員会の開催検討も」と報道
5 月 2 日 (月)	正副議長及び各派代表者協議 (第 1 回) 正副議長及び各会派の代表者で対応を協議し、所属会派である自民清風会が事実関係を確認した後、再度協議することとした。 議長記者会見 (第 1 回) <議長の主な発言は以下のとおり> ・男性議員が報道内容を否定しており、結論が出なかった。 ・所属会派の自民清風会が事実関係を確認し、5 月 6 日に再度、協議を行うこととした。 ・人権に関わる話なので、慎重に進めていく。
6 日 (金)	正副議長及び各派代表者協議 (第 2 回) 自民清風会が男性議員に確認したところ「身に覚えがない」という回答であった旨が報告された。また、男性議員から「会派に迷惑をかけた」として会派離脱の意向が伝えられたことも報告された。女性議員の主張がわからないため、当事者双方から再度、話を聞くこととした。 議長記者会見 (第 2 回) <議長の主な発言は以下のとおり> ・男性議員から自民清風会会長に「会派に迷惑を掛けた」として会派離脱の意向が伝えられた (会派異動届の提出はない)。 ・自民清風会の事実確認では真相がわからないので、5 月 9 日に正副議長及び各派代表者が当事者双方から話を聞くことになった。
9 日 (月)	女性議員 (1 回目)、男性議員 (2 回目) から話を聞く 女性議員は本人の希望により各会派の代表者は同席せず、正副議長だけが話を聞き、その内容を正副議長が各会派の代表者に伝えた。男性議員は各会派の代表者が同席して話を聞いた。 女性議員はボイスレコーダーの録音を文字にした会話の記録を提示した。また、「公人として実名を公表して良い」との発言と、「今回の問題について新聞記者には話していないし、取材も受けていない」と発言した。 男性議員は「記事の内容について否定をするとともに、異議の申し立てをしていく」「メールや電話の頻度についてもセクハラと疑われるような事実は無い」と発言した。 正副議長及び各派代表者協議 (第 3 回) 男性議員の会派離脱意思が会派の総会に伝えられておらず、会派の総意として離脱届を提出するに至っていない旨の報告があった。 議長記者会見 (第 3 回) <議長の主な発言は以下のとおり> ・女性議員は「セクハラを受けた」、男性議員は「セクハラと疑われる事実は無い」と主張している。双方の言い分がこれだけ食い違っているため、政治倫理委員会にも諮りかねている。議会としてはうやむやにする気持ちは全くなく、議会の責務として今後も双方から話を聞いていきたい。
18 日 (水)	女性議員 (2 回目)、男性議員 (3 回目) から正副議長が話を聞く 男性議員は「身に覚えがない」との答え。 女性議員は「セクハラを受けたことに間違いはない」との訴え。また、5 月 9 日に提示した会話の記録は、記者や他議員への公開はしないでほしいと申し出があった。

経過

日付 平成 28 年	内 容
5 月 23 日 (月)	正副議長及び各派代表者協議 (第 4 回) 男性議員は訴訟を起こさず、女性議員も被害届を提出しておらず、事実確認については全く進展が見られていない。拙速な判断はせず、新たな進展が見られるまで状況を注視することで意見が一致した。 また、問題解決のためにはセクハラ被害については事務局に対してではなく、接近禁止措置を発することができる警察に被害届を出すよう、正副議長から女性議員に伝えることでも意見が一致した。 女性議員 (3 回目) に話をした 「議員同士の問題は正副議長に相談してください。事務局は議会運営事務を職務としているので、こういった問題を持ち込むのは慎んでほしい」と伝えた。また、被害届も出されていない状況で双方の言い分が食い違っているため、議会としても被害の有無が判断できないことを伝えた。 議長記者会見 (第 4 回) <議長の主な発言は以下のとおり> ・男性議員は訴訟を起こさず、女性議員も被害届を提出しておらず、事実確認については全く進展が見られない状況である。 ・今後の成り行きを静観して見守っていき、次の展開が出れば議会として即座に対応する。 ・女性議員から「これ以上騒ぎを大きくしたくない」という意向が伝えられた。
24 日 (火)	新聞報道 「被害女性は同僚議員 セクハラ岡崎市議研修先で関係迫る」「議長”個人の問題”市議会は迫及せず」と報道
28 日 (土)	新聞報道 「セクハラ 別議員からも」「岡崎市議会 2 年前、あいまい処理」「男性同士かばい合い」「議会には道義的責任」と報道
30 日 (月)	男性議員 記者会見 男性議員 会派離脱
31 日 (火)	別の男性議員 記者会見
6 月 2 日 (木)	政治倫理委員会開催請求書提出 8 人の議員から政治倫理委員会開催請求書が提出され、6 月 7 日に委員会を招集することとした。
3 日 (金)	女性議員 記者会見
6 日 (月)	事実確認とその対策を検討するため、全議員を対象に「セクシャルハラスメントについてのアンケート」を実施 ※ 2 岡崎市議会におけるセクシャルハラスメントに関するアンケート結果参照 男性議員 2 名が「記者会見要旨」を提出 政治倫理委員会の求めに応じ、男性議員 2 名が「記者会見要旨」を政治倫理委員長 (議長) に提出した。
7 日 (火)	政治倫理委員会を開催 ※ 3 政治倫理委員会の結果を参照 議長記者会見 (第 5 回) <議長の主な発言は以下のとおり> ・男性議員 2 人が記者会見を開いたことを受けて政治倫理委員会の開催請求があり、委員会を開催した。 ・議長から政治倫理委員会の結果を説明し、「政治倫理委員会の概要」「アンケート結果」を配付した。 ・委員会の措置については、今後 2 人に通知する。
22 日 (水)	正副議長及び各派代表者による協議 (第 5 回) 今後の具体的対応策について協議した。
24 日 (金)	正副議長及び各派代表者による協議 (第 6 回) 今後の具体的対応策について協議した。 本会議において「岡崎市議会における政治倫理向上に関する決議」を賛成多数 (今回の問題を提起した女性議員 1 名以外全員賛成) で議決 ※ 1 岡崎市議会における政治倫理向上に関する決議参照 議長記者会見 (第 6 回) 決議に至った経緯と理由について説明
28 日 (火)	男性議員が中日新聞社を、別の男性議員が中日新聞社及び女性議員を事実上反する報道を行った等の理由により名誉を毀損されたとして提訴し、男性議員 2 名はその旨を議長に報告
7 月 6 日 (水)	政治倫理委員会を開催 ※ 4 政治倫理委員会の結果を参照 正副議長及び各派代表者による協議 (第 7 回) 中日新聞社に対し、記事の訂正要求書を提出することを決定した。 議長記者会見 (第 7 回) 上記委員会と協議の結果について説明
11 日 (月)	中日新聞社に議長名で記事の訂正要求書を提出 ※ 5 中日新聞社に対する記事の訂正要求書参照

岡崎市議会議員政治倫理要綱

制定 平成 2 年 6 月 2 0 日

改正 平成 1 3 年 5 月 2 8 日

改正 平成 1 8 年 6 月 2 6 日

全員協議会承認

(目的)

第 1 条 この要綱は、岡崎市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動に取り組むに当たって必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の厳粛な信託にこたえることを目的とする。

(遵守事項)

第 2 条 議員は、次に定める事項を遵守する。

- (1) 市民全体の奉仕者として信頼される行動をし、いやしくも市の名誉を傷つけるような行為をしない。
- (2) 議員及びその後援団体は、公職選挙法で定める寄附等禁止事項を厳守し、市民にも理解協力を求めるものとする。
- (3) 議員及びその後援団体は、企業、団体から政治活動に関する寄附を受けないものとする。
- (4) 請託を受けその地位を利用して市が締結する売買、請負その他の契約に関して圧力をかけない。
- (5) 政治倫理に反する行為として政治的、道義的批判を受けたときは、自ら誠実に対処する。

(兼業の禁止)

第 3 条 議員は、兼業について地方自治法第 9 2 条の 2（関係私企業の禁止制限）の精神を厳守し、市に対して請負をする企業、団体等の役員にならない。

(団体等の役職就任の禁止)

第 4 条 議員は、市から補助金等の交付を受けている団体（議会選出の委員、理事を除く。）の役員には就任しない。

(兼業及び団体等の役職就任報告書の提出義務)

第 5 条 毎年 1 1 月 1 日現在議員の身分を有する者は、別に定める様式による兼業及び

団体等の役員就任報告書（以下「報告書」という。）を同月末日までに議長へ提出するものとする。

- 2 報告書の記入項目は、企業、非営利団体、その他の団体（宗教的、社交的団体は除く。）において有するすべての地位及び肩書とする。

（政治倫理委員会の設置）

第6条 この要綱に係わる案件を審査するために岡崎市議会議員政治倫理委員会（以下「政治倫理委員会」という。）を設置する。

（違反措置）

第7条 政治倫理委員会は、この要綱に違反する事実（第5条に規定する報告書に虚偽の記載があった場合を含む。）があると認める議員に対し、次の各号に掲げる措置をすることができる。

- (1) 要綱を遵守するため警告書を発し、誓約書をとること。
- (2) 会派の離脱を勧告すること。
- (3) 議会の役職を停止すること。
- (4) 辞職を勧告すること。
- (5) その他必要と認める措置。

2 前項第2号及び第3号に規定する違反措置の期間は、議員の任期満了までの期間とする。この場合において、同項第3号に規定する議会の役職とは、議会構成に関するすべての役員とする。

3 政治倫理委員会は、第1項第2号から第5号までに掲げる措置に従わなかった者があるときは、違反した事実の内容及び氏名を市民に公表することができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、施行について必要な細則は、政治倫理委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成2年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

政治倫理要綱細則

制定 平成 2 年 9 月 6 日

改正 平成 13 年 5 月 28 日

改正 平成 18 年 6 月 26 日

全員協議会承認

第 2 条 第 2 号「寄附禁止」

- 1 議員は、親族を除く選挙区内の弔事には、委員会の定める寄附辞退の書式を用いるように努める。
- 2 議員とその代理者は、選挙区内の祭礼、会合に際し、委員会の定める寄附辞退の書式を用いる。
- 3 選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状、その他これらに類するあいさつ状を出さない。

第 3 条 「兼業禁止」

- 1 企業、団体等とは、法人、個人の業者で、その役員には、実質オーナーを含む。
- 2 議員と生計を一にする親、子及び配偶者も対象範囲とする。また、議員となるために、その役職を生計を一にする 2 親等内の血族及び配偶者が引き継いだ場合も同様とする。

第 4 条 「団体等の役職就任の禁止」

- 1 対象範囲は、議員本人だけに限定する。
- 2 補助金、総代委託料の交付を受けている団体すべてを対象とする。
- 3 役員とは、当該団体の役員をいい、顧問、相談役、参与を除き、会長、副会長、常任理事又はこれらに準ずる者とする。

なお、これらに該当する議員は、すみやかに役員を辞任しなければならないものとする。

- 4 前 3 号に疑義がある場合は、政治倫理委員会が協議決定する。

第 5 条 「兼業及び団体等役職就任報告書の提出義務」

- 1 議員と生計を一にする親、子及び配偶者が、市に対して請負をする企業、団体等の役員に就任している場合並びに議員となるために、市に対して請負をする企

業、団体等における役職を生計を一にする２親等内の血族及び配偶者が引き継いだ場合も同様とする。

２ 兼業及び団体等役職就任報告書は、別記様式のとおりとする。

附 則

この細則は、平成１３年５月２８日から施行する。

附 則

この細則は、平成１８年６月２６日から施行する。

セクハラ岡崎市議 研修先で関係迫る

蜂須賀喜久好議長はた。

で、被害者の女性が同
この問題の調査段階
僚議員の一人であるこ
とを明らかにした。

三浦議員の言葉に身
の危険を感じた女性は
議会事務局と相談して
研修を取りやめた。

「大卒な研修の場を奪
われ悲しい」と述べ

加害者責任明確に
三重大人文学部の岩
本美砂子教授（政治
学）が、市民が選ん
だ議員である議員が性

差別に鈍感であること
が不思議でならない。
加害者の責任を、明ら
かにするべきだ。

つてから二回が拒
つとで発言。女性か否
否すべく、「意外に視
察中が、番長先と想
うよ」「朝を一緒にい
たいよ」などと言っ
きた。

女性・議会議事局が
相續し延集。四月二
十五か二十六日まで
の研修修了のは危
ない判断。女性は電
話内容やいきさつを
蜂須賀貴子や岡崎器
も伝えた。

女性には、三浦議員
取られおちり、セツハ

年からの電話メー
来るようになった。
れは事務連絡のため
だったが、次第に「ま
だ電話するよ」「会
いたい」という内容に
変わった。

セツハラ行為が報
じられた四月十九日
以降は電話メーグル
も来なくなった。

他の議がある娘嬢
の場合でも、三浦議
員から一方的に好意
を寄せらる態度を

差出人: 三浦議員 >
宛先: [REDACTED] >
明日電話するよ。
2015年7月2日 21:37
会いたい。

2015年7月2日、女性が三浦議員から受け取ったメール

三浦議員は四月末の本紙の取材に「冗談のつもりだった」と話した。女性は「女性蔑視を許す岡崎市議会の体質を改めてほしい」と話している。

①6月18日午前9・正午
田辺グラウンド(名古屋市瑞穂区下山町) ②19日午前9・正午 志段味スポーツランド(同市守山区志段味) ③25日午後14・30
中日キッズ野球
おまし美和グラウンド(同市東海口) ④26日午前9・正午 東浦町営第1グラウンド(同町石浜)
B ①湊川誠隆 遠藤政隆 講師 日トドラゴンズO

議長「個人の問題」

市議会は追及せず

岡崎市議会のセクハラ問題の対応に乗り出した蜂須賀喜久好議長は「二十三日、市役所で『議会』を聞き、『問題』として、以上、判明のしようがない」として、セクハラ行為の「（議会が）深入りすべきではない。個人の問題だ」と話した。さらに、「セクハラ問題は、議会事務局が対応すべきことではないので、持ち込まない方がいい。今後は事務局に相談しないように」に「（女性が）三浦議員から九州研修の場で性的関係を迫られたことなどセクハラ被害を詳しく聞いた。一方、蜂須賀議長が三浦議員に確かめると、『事実無根』と否定した」といつ。

蜂須賀議長は会見で、「真剣にこの問題

政倫委員会の開催検討も

岡崎市議の三浦康が増し、方的に性的
宏議員は「自民浦屋 関係まで求めるように
会、一期が岡市在住 になった。女性が口頭で
の四十代の女性に対 拒否しても、三浦議員
し、性的関係を求める からこうした要求が続
提供もあつたことか

ら、蜂屋喜久好議長は事実確認を急ぎ、各会派の代表者会議を開いて意見を聞く意向。

三浦議員は三月上旬の本稿の取材に対し、セクハラ行為を否定。今月二十八日の取材には「冗談のつもりだった。セクハラを受け取られていた認識はなかった」と答えた。

三浦議員は二〇〇八年の市議選に立候補して落選し、二年に初当選。市議になる前は当時県議だった内田康宏市長、秘書を七年間務めた。

県警 留守中の防犯対策助言

関係者によると、三浦議員は数年前から、仕事の関係で知合った女性に電話メーラーをすたすたになったが、昨年二から頻度害の増加が懸念される。二十九日から始まる。県内は住宅侵入盗が九年連続で全国ワールによって十三連休となり、旅行中などの留守宅が狙われる窃盗被害の助言に力を入れている。二十五日、一宮市丹陽町の民家。制服姿の警察官が住宅を訪ね、建物構造や設備の男性(せ)に指摘した。エアコンの室外機を侵入後に車まで盗まれた。エアコンの室外機

セクハラ 別議員からも

岡崎市議会 2年前、あいまい処理

岡崎市議会のセクハラ問題で、被害者の女性議員は二年ほど前にも、別の男性議員から研修先で無理やり抱きつかれる被害に遭っていたことが女性や議会関係者への取材で分かった。女性の抗議に対し、議会側は今回と同様に「個人の問題」としてあいまいに処理。市議会側の対応の甘さが、相次ぐセクハラを助長している可能性がある。

(帯田祥尚)

この男性議員は田口正夫議員(参三三期)で、今回、女性に一方的に性的関係を迫った三浦康宏議員(参三三期)と最大派の自民清風会に所属し、副議長を務めたこともある。女性議員は「二〇一四年一月二十七日夜、東京都足立区などへの委員会視察のため宿泊したホテルで、田口議員ら同僚議員四人とホテル内のバーで飲酒をした後、部屋に戻るエレベーターに同乗。最後に女性と田口議員が同じ階で降りた。女性議員は田口議員に自

分の部屋を見に来いと強く要求され、さらに女性の部屋を見せるよう求められ、後を付けられた。女性が「やめてください」と言っても無理やり部屋に入ってきた。身の危険を感じた女性議員は田口議員に自分の部屋に戻るよう求めたが、突然抱きついてきたため大声を出して抵抗すると、部屋を出ていったという。

女性議員は翌日、別の同僚議員らに相談したほか、視察後に議会事務局に被害を訴えた。田口議員は議会事務局を通じ、いったんは謝罪する意向を示したが、女性が文書の提出を求めると難色を示し、結局謝罪はしなかった。女性の訴えを受け、双方から話を聞くなどした当時の新海正春議長(現議長)は二十七日の本紙の取材に、「できる限りのことをした。(セクハラがあったかどうかは)当事者しか分からない。両

者が決着を付けるべきに相応に感じる。研修期間は7月から11月までの平日昼間(1日5時間程度)、名古屋市内で。受講無料。研修修了者に交通費を支給する。申し込みは6月8日まで。履歴書と課題文が必要。書類選考と面接がある。④日本消費者協会愛知県消費生活相談員養成研修会③(5282)5311

●藤田嗣治展ボスタ・プレセント 名古屋市中区の市美術館で、7月3日まで開催中の同展のオリジナルポスター(B3サイズ)を、6月11・15日の各日、先着1000人に贈る。HPは「藤田展2016」で検索。⑤名古屋美術館⑤52(212)0001

告知

◇県シンクロナイズドスイミング選手権(22日・日本ガイシアリーナ)①位のみ
「選手権」ソロ 杉野美月
▽デュエット 江口・三浦・深井・黒川・サ・クラフ・ピア・88(杉野・江口・深井・黒川・阿知波・藤原)②位
ユニア③位 堀田雪菜④位
ユニア⑤位 堀田雪菜⑥位
ユニア⑦位 堀田雪菜⑧位
ユニア⑨位 堀田雪菜⑩位
ユニア⑪位 堀田雪菜⑫位
ユニア⑬位 堀田雪菜⑭位
ユニア⑮位 堀田雪菜⑯位
ユニア⑰位 堀田雪菜⑱位
ユニア⑲位 堀田雪菜⑳位
ユニア㉑位 堀田雪菜㉒位
ユニア㉓位 堀田雪菜㉔位
ユニア㉕位 堀田雪菜㉖位
ユニア㉗位 堀田雪菜㉘位
ユニア㉙位 堀田雪菜㉚位
ユニア㉛位 堀田雪菜㉜位
ユニア㉝位 堀田雪菜㉞位
ユニア㉟位 堀田雪菜㊱位
ユニア㊲位 堀田雪菜㊳位
ユニア㊴位 堀田雪菜㊵位
ユニア㊶位 堀田雪菜㊷位
ユニア㊸位 堀田雪菜㊹位
ユニア㊺位 堀田雪菜㊻位
ユニア㊼位 堀田雪菜㊽位
ユニア㊾位 堀田雪菜㊿位

岡崎市議会で女性議員へのセクハラが相次いでいることについて、「トンデモ地方議員の問題」などの著書がある地方自治ジャーナリスト、相川俊英さんは「一般企業なら大問題。企業側は管理責任を問われるし、セクハラをした人は解雇されて当然。地方議会には一般社会の常識から懸け離れた現実がある」と指摘する。

「男性同士かばい合い」
被害者の女性が勇気を持って声を上げて、男性からは「女性にすぎや落ち度があった」と言われ、泣き寝入りするケースは多いという。「被害者への責任転嫁は、加害者のするにかかっている」と話す。

「議会には道義的責任」
女性の性被害問題に詳しい名古屋南部法律事務所弁護士の岡村晴美さんは「セクハラは女性に対する暴力であり、人権侵害行為である」と指摘。「市民の模範となるべき議会には、セクハラのない環境づくりを率先して行う道義的責任があるはずだ」と話す。

被害者の女性が勇気を持って声を上げて、男性からは「女性にすぎや落ち度があった」と言われ、泣き寝入りするケースは多いという。「被害者への責任転嫁は、加害者のするにかかっている」と話す。

被害者の女性が勇気を持って声を上げて、男性からは「女性にすぎや落ち度があった」と言われ、泣き寝入りするケースは多いという。「被害者への責任転嫁は、加害者のするにかかっている」と話す。